

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月25日
【会社名】	株式会社ショーケース
【英訳名】	Showcase Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野井 順一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号
【電話番号】	03-5575-5117（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 兼 経理財務部長 濱邊 英明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号
【電話番号】	03-6866-8555
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 兼 経理財務部長 濱邊 英明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2025年3月24日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更するものであります。

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

親会社であるAIフュージョンキャピタルグループ株式会社と事業年度を一致させ、決算期（事業年度の末日）を3月31日に変更するものであります。

なお、事業年度の変更に伴い、第30期事業年度は、2025年1月1日から2026年3月31日までの15か月間となります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

その他の文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、澤田 大輔、平野井 順一、金 一寿、松本 高一、鶴川 太郎の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、久保 隆、柿沼 佑一、中原 裕幸の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令で定めた監査等委員である取締役の員数を欠くこととなるときに備えて、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役として服部 裕美子の1名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額24,000千円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、年額24,000千円以内とするものであります。

第7号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

2025年2月28日開催の取締役会において、当社の子会社であるReYuu Japan株式会社の株式の一部をSeacastle Singapore Pte. Ltd（以下「Seacastle社」とする。）に譲渡することを決議し、2025年2月28日付けでSeacastle社との間で株式譲渡契約を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、Seacastle社との株式譲渡契約の承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	61,479	628	-	70	(注)1	可決 96.557
第2号議案						
澤田 大輔	61,342	765	-	70	(注)2	可決 96.342
平野井 順一	61,164	943	-	70	(注)2	可決 96.062
金 一寿	61,250	857	-	70	(注)2	可決 96.197
松本 高一	61,269	838	-	70	(注)2	可決 96.227
鶴川 太郎	61,401	706	-	70	(注)2	可決 96.434
第3号議案						
久保 隆	61,451	656	-	70	(注)2	可決 96.513
柿沼 佑一	61,444	663	-	70	(注)2	可決 96.502
中原 裕幸	61,439	668	-	70	(注)2	可決 96.494
第4号議案						
服部 裕美子	61,436	671	-	70	(注)2	可決 96.489
第5号議案	61,169	938	-	70	(注)3	可決 96.070
第6号議案	61,288	819	-	70	(注)3	可決 96.257
第7号議案	61,220	887	-	70	(注)1	可決 96.150

(注)

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上